

平成30年度 部局長マネジメント方針

きのした ただし
環境部長 木下 正



仕事に対する基本姿勢

環境部では、環境保全や廃棄物に関する業務を担っており、豊かな環境を守り、将来に引き継ぐため、第2次環境基本計画に基づき、各種施策に取り組んでおります。

また、市民、事業者、行政の協働による取り組みを進め、健康かつ安全で快適な生活を営むことができる環境づくりを進めてまいります。

一方、世界共通の課題となっております地球温暖化対策につきましては、市民や事業者の方々が省エネやCO₂の削減に取り組んでいただくための支援や啓発に関する施策を行ってまいります。

資源の枯渇やごみの最終処分場のひっ迫といった問題もあり、ごみの減量化やリサイクルなど資源循環型社会を目指すとともに、環境にやさしいごみを出さないまち東大阪の実現のため、不法投棄対策や地域清掃の支援など市民と連携し、まちの美化に努めてまいります。

こうした中、下記の項目を重点課題として取り組み、良好な環境を次世代に引き継ぐまちづくりを推進してまいります。

平成29年度の振り返り

はじめに、環境保全及び地球温暖化対策の取り組みに関して、「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編」に基づき、環境家計簿の普及啓発を進め、各家庭からのCO₂排出量を「見える化」とするとともに、太陽光発電システム等の設置補助を行い、住宅の省エネ・省CO₂化を進めました。また、市内中小企業に対し省エネ設備への改修費用補助を行い、温室効果ガス削減の取り組みを進めました。さらに、「東大阪市地球温暖化対策実行計画事務事業編（EACHⅢ）」に基づき、市役所内部における温室効果ガス削減の取り組みを推進しました。

次に、循環型社会の形成について「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、引き続きごみの減量化、資源化を進めました。また、大型ごみの有料化に向け、「東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例および施行規則」の一部を改正し、制度設計に取り組むとともに、市民への周知に努めました。さらに、一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する事項を調査審議する「東大阪市廃棄物減量等推進審議会」では、資源物等の持ち去り対策について検討

しました。

また、家庭ごみ（大型マンション班・ふれあい収集班を除く）収集業務においては、平成29年度に東部環境事業所管轄地域の18班・西部環境事業所管轄地域の14班の委託を更新契約し、さらに中部環境事業所管轄地域の残る家庭ごみ収集10班を委託しました。これにより市内全域の家庭ごみ収集を民間委託しました。

さらに「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」施策の一環として、衣摺加美北駅前に、日本語だけでなく英語、中国語、韓国語も表記し、市のマスコットキャラクターであるトライくんをあしらった、歩きたばこ禁止を啓発するマークタイルを設置しました。また、ラグビーワールドカップ2019日本大会の機運を高めるため、ごみのないきれいなまちで大会を迎えるために、開催日の9月20日に「市内いっせいきリーンアップ大作戦！！」を行いました。

生活環境の保全としては、ダイオキシン類等による汚染の状況を把握するため常時監視を行い定期的な調査及び測定を行いました。また、公害の未然防止を図るため、法令に基づく規制・指導、立入検査等を行い、公害苦情に対しては現況を調査し改善指導を行いました。

最後に、PCB廃棄物の処理を確実に進めるため、市内の事業者（自家用電気工作物設置者5,040者）に調査票を送付し、掘り起こし調査を実施しました。また、廃棄物処理法の改正に伴い水銀廃棄物の処理方法等が変更されたため、市内業者に対して周知するとともに、全ての許可業者には水銀廃棄物の取り扱いの有無について立ち入り調査を実施しました。

平成30年度に取り組む重点課題

1 環境保全及び地球温暖化対策の取り組みの推進

■環境への負荷の低減や地域環境の改善を行うなどの環境保全活動を推進し、次世代に引き継ぐことのできる豊かな環境の創造のため、地域で活躍する各種団体等の自発的な活動を促進する支援を行います。

・豊かな環境創造基金活用事業

市民や事業者からの寄付や市の施設における地球温暖化防止の取り組みにより削減した光熱水費などを積み立ててきた「東大阪市豊かな環境創造基金」を活用して、環境教育の振興、環境啓発、改善活動を行う団体等へ活動費用の一部を補助します。

■地球温暖化対策については、市内での取り組み（EACHⅢ）、家庭や事業所などの省エネルギー化、省CO₂化の取り組みを着実に行うことで温室効果ガス排出量の削減目標の実現を目指します。

・再生可能エネルギー等普及促進事業

太陽光発電システム、エネファーム、HEMS、リチウムイオン蓄電池の設置費用の一

部を補助することによって、家庭用の再生可能エネルギーや高効率給湯器等の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの削減を図ります。

- ・環境家計簿事業

家庭での電気とガスの使用量を毎月環境家計簿に記録し、各家庭のエネルギーを「見える化」することで、環境意識の向上、削減の動機付けを行う取り組みです。近年の電力等自由化など家庭内のエネルギーを取り巻く環境の変化も踏まえつつ、募集、啓発活動を行います。

- ・環境マネジメントシステム普及事業

市域の環境負荷及び地球環境への負荷を低減するために、事業者が環境配慮の取り組みを効果的・効率的に行う環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及促進を図ります。

- ・ESCO（エスコ）事業

ESCO事業とは、EnergyServiceCompany事業の略で、顧客の光熱水費などの経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のことです。本庁舎などにおいて、ESCO事業が成立し、効果的な光熱水費の削減ができるように推進します。

2 ごみ処理基本計画に基づく施策の推進

■子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、ごみの減量・3Rの推進・環境保全などの意識の高揚と自主的な行動を促進するため、環境教育出前講座の拡充など、周知の徹底を図ります。

- ・環境教育の普及啓発

市内の学校や幼稚園、自治会等へ地域ごみ減量推進員・協力員と環境部職員が協働して、ごみの減量や環境保全をテーマにした講座等より連携した取り組みを実施します。また、作品の制作を通じて3Rの推進・環境保全や環境美化などに対する意識の高揚を図るため、児童・生徒を対象にECOポスターコンクールを実施します。さらに、環境について学べるイベント、ECOファミリーフェスタを開催します。

■ごみの減量を推進するため、分別収集の定着化を図るとともに、分別システムの更なる拡充を図ります。

- ・集団回収事業の促進

東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携して、自治会や子ども会などの地域住民団体が行う集団回収活動の促進を図ります。また、未実施地域の解消に向け、自治会や子ども会などへ働きかけを行います。

- ・資源回収の促進

市関連施設での古紙類、小型家電、蛍光灯・乾電池・水銀体温計などの水銀含有廃棄物の回収、及び移動式の資源回収拠点を設置し、古紙類や小型家電などの出張回収を行います。また、公共施設から排出される剪定枝類のリサイクルを推進します。さらに、平成28年10月1日に協定を締結した国の認定事業者と連携し、使用済パソコン・小型家電の宅配便回収を進めます。

- ・更なるごみの減量・資源化に向けた細やかな対応

更なるごみの減量・資源化に取り組めていない市民への再啓発の実施、また、住居形態や地域特性に応じた啓発を実施するなど、細やかな対応を行います。

- ごみの排出量及び焼却処理量の削減、環境を意識したライフスタイルの浸透、排出量に応じた負担の公平化を主な目的として、8月1日から大型ごみ収集の有料化を実施します。また、有料化実施にむけて市民への説明会を開催するなど、丁寧な説明、周知に努めます。

3 ごみ収集業務におけるより一層の効率的な業務運営の推進

- 清掃業務の効率的な運用を目指す

環境部では現在、4環境事業所を拠点に家庭系ごみの収集を行い、美化推進課庁舎を拠点に不法投棄の対応等を行っていますが、事業所等の建物の老朽化が進み、維持経費が年々増加しているため、これら建物の計画的な整備が必要です。平成29年度に市内全地域の家庭ごみ（燃えるごみ）等の収集業務を民間業者に委託したことに伴い、直営収集体制を見直し、4環境事業所と美化推進課をひとつの施設（(仮称)環境センター）への統合の検討を進めるなど、清掃業務の効率的な運用を目指します。

- ごみに関する情報提供の充実

ごみ出しに関する新たな広報媒体としてアプリを活用し、より分かりやすい情報発信・普及啓発ができるように努めます。

4 東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例の推進

ごみのない「きれいなまち」をキーワードに、自治会及び事業所等での地域清掃の輪を市内の隅々まで広げていきます。また不法投棄防止対策として、自治会や警察と更なる連携を深めることにより、不法投棄の減少に努めます。また、ラグビーワールドカップ2019日本大会開催日の1年前にあたる今年9月20日には、開催日の周知、機運醸成のため、また、ごみのないきれいなまちで大会を迎えるためにも東大阪市内各所で清掃活動を行います。

5 市域の生活環境保全に向けた啓発・指導の強化

■生活環境の保全として、石綿飛散防止のための常時監視とパトロールを行います。特に市有施設における工事については、事前調査に関する取扱指針に基づき、石綿の飛散防止を徹底します。一方、公害の未然防止を図るため、法令に基づく規制・指導、立入検査等を行い、市民からの公害苦情に対しては現況を調査し改善指導を行います。また、産業廃棄物については、廃棄物処理法により、適正な処理が行われるよう啓発・指導の強化を図ります。

■高濃度PCB廃棄物を処分期限（平成33年3月31日）までに処分すべく、保管事業者の洗い出しや早期の処分実施を促します。